

# 入札心得

<社会福祉法人 晃和会>

## (入札の基本的事項)

1 入札参加者は、地方自治法、建設業法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

また、入札書等の様式は、秋田市ホームページ様式集にて準備してください。

## (入札の参加および辞退)

2 入札者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札を辞退する場合は「入札辞退届」を入札執行日の前日までに提出してください。入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。

## (公正な入札の確保)

3 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為を行ってはなりません。

## (入札の方法)

4 入札参加者は、入札書を作成し、表に工事名等を表示した封筒に入れ、指定した場所に提出してください。ただし、代理人により入札するときは、委任状を提出してください。また、入札書提出時に、工事については工事費内訳書も一緒に提出してください。

なお、入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

## (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

5 入札書には、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（課税事業者、免税事業者を問わず。）を記入すること。なお、落札金額および契約金額は、入札書に記入された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

## (入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には￥（円記号）を記入してください。

**【例】 ￥123,000-**

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に 2 線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

## (入札書の引換え等の禁止)

7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

## (入札の中止等)

8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

(1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき。

(2) その他入札執行者が必要と認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札

(2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者の入札

(4) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者の入札

(5) 同一の入札について代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札

(6) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合とその組合員が同一の入札に参加した場合、事業共同組合とその組合員がした入札

(7) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札

(8) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認出来ない入札又は金額を訂正した入札

(9) 4に定める提出書類を提出しなかった者の入札

(10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

10 最低の価格をもって入札した者を落札者とします

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

11 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(入札回数)

12 入札回数は、2回とします。

(不調時の措置)

13 再度入札においても不調となった場合、最低入札者と協議するものとします。

(契約書の提出)

14 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から10日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の意思がないものとみなします。ただし、やむを得ない理由があると工事発注者が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(契約締結時の見積内訳明細書の提出)【工事契約の該当事項】

15 落札者が入札金額を適正に積算したことを確認しますので、契約書の提出時に記名押印した見積内訳明細書を提出してください。

(契約の保証)

16 落札者は、契約の締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる保証を付してください。但し、工事発注者が必要ないと認める場合は、必要ありません。

(1) 契約保証金の納付

(2) 銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

（3）履行保証保険契約の締結

（4）公共工事履行保証証券による保証（付保割合を 10 分の 1 以上としたもの）

17 入札に先立ち必要な契約の保証が示されている場合は、前項の規定にかかわらず、付保割合を 10 分の 3 とする公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）による保証を付してください。